

第 3 編 建築工事編

第3編 建築工事編

第1章 共通事項

第1節 適用

建築工事は、設計図書及び建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書（最新版）」並びに建設大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事共通仕様書（最新版）」により施工しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

設計図書及び建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書（最新版）」並びに建設大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書（最新版）」において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、受注者は基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるものとする。

建築工事標準詳細図（最新版）	建設大臣官房官庁営繕部監修
建築鉄骨設計基準及び同解説（最新版）	建設大臣官房官庁営繕部監修
建築工事標準図	広島市都市計画局建築部営繕課
水道工事設計標準図	広島市水道局

第3節 特別な材料の工法

建築工事共通仕様書に記載されていない特別な工法は、監督職員の承諾を受けて、当該製品の工法によることができる。

第 2 章 機器及び材料

第 1 節 適 用

工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、特記仕様書に品質及び性能を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

第 2 節 機材の品質等

2-2-1 機材の品質

表 2-1 に指定する機材については、特記された製造者のもの又は同等以上のものとし、監督職員の承諾を受ける。

表 2-2-(1)～(3)に指定する機材については、設計図書に定める品質及び性能を有するとともに、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿及び設備機材等評価名簿」の品質・性能の項を満足することの証明となる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

上記以外の機材については、監督職員の指示による。

2-2-2 機材の品質・性能証明の省略

使用する機材の品質及び性能を証明する資料を提出するにあたり、JIS、JAS又はJETマーク表示のある機材を使用する場合、厚生省令第14号（平成9年3月19日）に適合することを示す認証機関その他これらに類する認証機関のマークのある機材を使用する場合は、資料の提出を省略できる。

また、（社）公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」及び（財）ベターリビングの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」において、所定、所要の品質・性能を有することの評価を受けた機材を使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出することにより、証明となる資料の提出を省略することができる。

表 2-1

機 材 名	製 造 者 名
鉄骨柱下無収縮モルタル	建設大臣官房官庁営繕部監修 「建築材料・設備機材等品質性能 評価事業 建築材料等評価名簿 (最新版)」による。
押出成形セメント板	
既製調合モルタル(タイル工事用)	
吸水調整材	
フリーアクセスフロア	
トイレブース	
煙突用成形ライニング材	
キャストブル耐火材	
耐酸被覆鋼板及びガリバリウム鋼板	
吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (JIS A 9526)	
ゴム系タイル	
ニードルパンチカ - ペット	
インターロッキングブロック	

表 2-2-(1)

機 材 名	
陶磁器質タイル	陶器質タイル
	せつ器質タイル
	磁器質タイル
鋼製建具	簡易気密形を除く
	簡易気密形
ステンレス製建具	ステンレス製建具
自動扉機構	制御装置・駆動装置
	検出装置
	制御装置・駆動装置・検出装置 (大型回転自動ドアに適用)
重量シャッター	重量シャッター
軽量シャッター	軽量シャッター
オーバヘッドドア	オーバヘッドドア
移動間仕切	スライディングドア

表 2-2-(2)

機 材 名	
蛍光灯用の安定器	蛍光灯電子安定器
	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器
蛍光灯器具	蛍光灯器具
盤類	分電盤（実験盤を含む）
	制御盤
	キュービクル式配電盤
高圧機器	高圧交流遮断器
	高低圧変圧器
	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ
	高圧負荷開閉器
蓄電池	据置鉛蓄電池
	陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池
	据置ニッケル・カドミウム充電池
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置

表 2-2-(3)

機 材 名	
弁及び継手	減圧弁・温度調整弁
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）
	一般配管用ステンレス鋼弁
ボイラー	鋳鉄製ボイラー
	給湯用簡易ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
	無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）
	直だき吸収冷温水機
	小型吸収冷温水機ユニット
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機
	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット
	パッケージ形空気調和機（電動式）
	コンパクト形空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）
	自動巻取形エアフィルター
	電気集じん器
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形）
	全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）
	斜流送風機
	軸流送風機
	消音ボックス付送風機
ポンプ類	横型遠心ポンプ
	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
	立形遠心ポンプ
ダクト附属品	吹出口・吸込口
	風量ユニット（定風量、変風量）
自動制御	自動制御システム
タンク	F R P 製パネルタンク
	鋼板製パネルタンク
	密閉形隔膜式膨張タンク
消火装置	スプリンクラー消火システム
	二酸化炭素消火システム
	泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホ - ルふた・弁柵ふた